

発議第1号

野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月27日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

野洲市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野洲市議会政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「第 100 条第 14 項及び第 15 項」を「第 100 条第 14 項から第 16 項まで」に、「野洲市議会議員」を「野洲市議会の議員」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 3 条中「議長」を「議会の議長（以下「議長」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「年度の途中において議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず、当該年度分の交付額を 12 で除して得た額に、任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額を交付する。」を削り、同条第 3 項中「場合は」の次に「、第 2 項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 年度の途中において議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず、当該年度分の交付額を 12 で除して得た額に、任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額を交付する。

第 5 条の見出し中「所属議員数」を「所属議員の数」に改め、同条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「所属議員数に」を「所属議員の数に」に、「場合」を「場合であって」に、「所属議員数及び」を「所属議員の数及び」に改め、同条第 2 項中「所属議員数」を「所属議員の数」に改め、同条第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 6 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「、交付する」を「交付する」に改め、同条第 2 項中「場合」を「場合は」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 7 条 法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲は、野洲市の市政に関する調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、会議への参加等に要する経費とし、別表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ当該右欄に定める内容に従って支出しなければならない。

第 8 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 9 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「様式第 2 号又は様式第 3 号」を「会派の代表者にあつては政務活動費収支報告書（会派用）（様式第 2 号）、議員にあつては政務活動費収支報告書（議員用）（様式第 3 号）」に改め、「支出の報告書」の次に「（以下「収支報告書」という。）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 4 項中「様式第 3 号」を「政務活動費収支報告書（議員用）」に改める。

第 10 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を削り、「場合」を「場合は」に改める。

第 11 条の見出しを「（収支報告書等の保存）」に改め、同条第 1 項中「第 9 条」を「第

9条第1項、第3項及び第4項」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第12条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(収支報告書等の閲覧)

第12条 何人も、議長に対し、前条の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

2 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）第7条各号に規定する非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。

(収支報告書の要旨の公表)

第13条 議長は、第9条第1項、第3項及び第4項の規定による収支報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければならない。この場合において、議長は、同条第1項、第3項及び第4項の規定により収支報告書が提出された日の翌日から起算して30日以内にこれを公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は議員が、研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派又は議員が行う活動及び市政に関し住民に報告するための経費
広聴費	会派又は議員が、住民からの市政及び議会活動に対する要望又は意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派又は議員が、各種会議及び団体等が開催する意見交換会等への議員の参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

様式第1号中「野洲市議会政務調査費の交付に関する条例」を「野洲市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第9条関係）

政務活動費収支報告書（会派用）

年 月 日

野洲市議会議長 様

会派の名称
代表者氏名

㊟

野洲市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書（会派用）

会派の名称

- 1 収入
政務活動費 円
2 支出

（単位：円）

項目	支出額	備考
合計		

- 3 残額 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第3号（第9条関係）

政務活動費収支報告書（議員用）

年 月 日

野洲市議会議長 様

野洲市議会議員

㊟

野洲市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第4項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書（議員用）

議員名

- 1 収入
 政務活動費 円
- 2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
合計		

- 3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前の規定によりなされた申請その他の行為については、この条例の規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
(野洲市議会基本条例の一部改正)
- 3 野洲市議会基本条例（平成 22 年野洲市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
第 6 章の章名を次のように改める。
第 6 章 政務活動費
第 15 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に、「公開」を「公表」に改め、同条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「野洲市議会政務調査費の交付に関する条例」を「野洲市議会政務活動費の交付に関する条例」に改め、同条第 2 項を次のように改める。
2 議長は、野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により会派の代表者又は議員から提出のあった収支報告書の要旨を公表しなければならない。
(野洲市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 4 野洲市特別職報酬等審議会条例（平成 16 年野洲市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。